滋賀地区におけるタクシーの運賃改定要請(申請)状況について

令和7年2月28日に、滋賀地区のタクシー事業者から運賃改定要請(申請)が提出されましたのでお知らせします。

●滋賀地区

要請状況	要請件数(件)	要請車両数(両)	要請割合(%)	地域の全車両数(両)
(最初の要請日)				
令和7年2月28日				
	1	23	2. 1	1, 070
(3ヶ月経過日)				
令和7年5月28日				

※運賃改定は、最初の要請(申請)があった時から3ヶ月の間に要請(申請)を受け付け、要請 (申請)があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両 数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始しま す。ただし、上記の申請率を満たした場合にあっても、旧運賃適用地域における申請率が5割未 満の場合は、当該旧運賃適用地域の運賃改定手続きは開始しません。

※旧運賃適用地域における車両数

大津市地区 …312 両

滋賀北部地区…758 両

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係

電話:06-6949-6446